

規制の事前評価書

法令案の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡の禁止

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省 農産局 企画課

評価実施時期：令和 7 年 6 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- スーパーマーケット等における米の店頭価格が高止まっている状況を踏まえ、国民に対して安価で安定的に米を供給することを目的として政府備蓄米の売渡しを実施していることに鑑み、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号。以下「国安法」という。）第 26 条第 1 項に定める生活関連物資等として、国民生活安定緊急措置法施行令（昭和 49 年政令第 4 号。以下「政令」という。）において「米穀」を指定し、米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡を禁止するもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- スーパーマーケット等における米の店頭価格が高止まっている状況を踏まえ、令和 7 年 5 月 26 日から随意契約による政府備蓄米の売渡しを行うこととしたところである。この売渡しは、国民の主食であり生活に不可欠である米を、国民に対して安価で安定的に供給することを目的とするものである。
- 米の価格は前年比約 2 倍（令和 7 年 4 月時点）となっており、今後も価格が高騰するという期待が続くと、転売のための買いだめを誘発するリスクがある。また、随意契約により売り渡された備蓄米は、特に安価な値段で小売店に流通するため、スーパーマーケット等の小売店における店頭価格を大きく上回って転売されるリスクが高く、更なる価格高騰を防ぐためにも、これを禁止する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 国安法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等として米穀を指定し、米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した米穀の購入価格を超える価格での譲渡を禁止するもの。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 他の法律による規制についても検討を行ったが、早急に対応する必要性を鑑み、当該規制を検討するに至った。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☒ 検討した ☐ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ フリマサイト等における政府備蓄米の転売防止について、インターネット販売事業者等に対して要請することが考えられ、既に要請を行っているところであるが、法的な根拠が無いため自主的な取り組みを促すにとどまり、課題を十分には解消できないと考えられる。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本政令による転売行為に対する規制の導入に伴い、米が安価で安定的に供給されることが期待される。随意契約によって売り渡した政府備蓄米については、2,160 円/5kg 程度となる価格で売り渡しているが、店頭価格（令和 7 年 5 月 19 日～5 月 25 日）は、4,260 円/5kg となっており、仮に店頭価格と同値段で転売された場合、消費者にはその差額である 5kg あたり 2,100 円が損失となる。随意契約による政府備蓄米の売渡しについては、30 万トン売り渡しているため、仮にこのうち 1 %（3,000 トン）が転売されたとすると、約 13 億円の消費者の損失が発生することが見込まれ、本規制により、この損失を防止する効果が見込まれる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 米穀の転売行為が規制されることにより、規制が無ければ行われていたであろう転売による商取引が喪失し、転売を行う者の売上減少といった機会費用が発生する。また、小売事業者においては新たな遵守費用の発生は想定されない。
- ・ 現時点で試算することは困難であり、事後評価までに定量的に把握することとする。

＜行政費用＞

- ・ 規制の周知（政府 HP への掲載等）に関する費用が発生する。また、規制に違反した者を捕捉し、刑罰を科す執行費用が発生する。
- ・ 現時点で試算することは困難であり、事後評価までに定量的に把握することとする。

＜その他の負担＞

- ・ 特に無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他
(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 今回の規制については市場に与える影響が大きいと考えられるので、指定解除の判断等について適切に行うべき。
- ・ 罰則が措置されていることも鑑み、今回の規制の内容について、事業者や消費者に対してしっかり周知等を行うべき。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 第 463 回消費者委員会本会議（6 月 11 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 第 463 回消費者委員会本会議（6 月 11 日）
内閣府 HP にて公表予定 [消費者委員会 - 内閣府](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

＜上記以外の法令案＞

- ・ 国民に対して米が安価で安定的に供給され、今般の米穀を国安法第 26 条の指定から解除した後に事後評価を実施する。なお、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、指定の解除が行われな
い場合は、最長でも 5 年以内に事後評価を実施する。